

福島県子育て応援パスポート事業実施要綱

平成19年7月4日 制定
平成19年11月8日 改正
平成22年3月30日 改正
平成27年2月16日 改正
平成27年4月1日 改正
平成27年6月15日 改正
平成28年6月14日 改正
令和元年5月27日 改正
令和4年4月1日 改正
令和5年1月17日 改正
令和5年8月17日 改正

(事業の趣旨)

第1条 本事業は、事業者と行政が協力して子育てしやすい環境を整備することにより、子育て世帯を社会全体で支える気運を盛り上げることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業は県及び趣旨に賛同する市町村が共同して行う。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの者。
- (2) パスポートカード 前号に定める子どもがいる世帯及び妊婦がいる世帯に交付するもので、本事業に協賛する事業者の店舗等に提示することによりサービスを受けることができるものとし、その意匠は別表1のとおり。
- (3) 協賛店舗等 本事業に協賛し、パスポートカードの使用者に自ら定めた子育て応援サービスを提供する事業者又は地方公共団体（以下「事業者等」という。）の店舗又は施設。
- (4) シンボルマーク 本事業を広く県民に周知するために定めるもので、その意匠は別表2のとおり。
- (5) 協賛ステッカー 協賛店舗等が本事業に参加している旨を掲示するためのもので、その意匠は別表3のとおり。

(対象世帯)

第4条 本事業は、県内市町村に住民登録している世帯のうち、子どもがいる世帯及び妊婦がいる世帯を対象とする。

(事業内容)

第5条 本事業は、前条に定める対象世帯が、パスポートカードを協賛店舗等に提示する

ことにより、協賛店舗等が自ら定めた子育て応援サービスを受けることができる仕組みとする。

(県及び市町村の事務)

第6条 県は、本事業の趣旨を県民、市町村及び事業者に広く周知することにより、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事務を行う。

- (1) パスポートカード及び協賛ステッカーを作成すること。
- (2) 市町村に対し必要なパスポートカードを配付すること。
- (3) 事業者等の協賛申請を受け付け、適当であると認めた場合は、協賛証を交付すること。
- (4) 事業者等へ協賛店舗等ごとに協賛ステッカーを交付すること。
- (5) パスポートカードを不正に利用した者に対しパスポートカードの返還を求めること。
- (6) その他本事業を推進するために必要と認めること。

2 市町村は、本事業の趣旨を市町村内の住民及び事業者に広く周知することにより、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事務を行う。

- (1) 子どもの保護者及び妊婦やその家族から「子育て応援パスポートカード交付申込書」(様式第1号)の提出を受け、記載内容を確認した後、申込者の希望によりパスポートカード又は電子表示用二次元コードのいずれかを交付する。

ただし、二次元コードを交付する場合は転載・拡散等を禁止する旨の注意書きを添えること。

また、カード記載事項の変更の届出は様式第2号、再交付申込み及び紛失の届出は様式第3号、返還の届出は様式第4号を用いること。

なお、申込・届出は各様式の記載内容を満たす電子申請でも可能とする。

- (2) 子育て応援パスポートカード交付件数報告書(様式第5号)により、基準日(4月1日、10月1日)現在のカードの交付状況を、各基準日から10日以内に県に報告すること。
- (3) 交付対象でなくなった者から返還されるパスポートカードを受け取ること。
- (4) 県が、不正に利用した者からパスポートカードの返還を求める際、当該世帯の情報を提供すること。
- (5) その他本事業を推進するために市町村が必要と認めること。

3 市町村は、次の各号に規定する要件を満たす場合に限り、市町村の定める実施要綱等に基づき前項第1号及び第2号の規定によらず交付事務、異動処理等を行うことができるものとする。

- (1) 第4条に規定する対象世帯であることの確認を適切に行うこと。
- (2) 第8条第3項に規定する県の調査に対応することができること。

(パスポートカードの使用等)

第7条 パスポートカードの交付を受けた者は、その使用に当たり、次の各号について遵守しなければならない。

- (1) パスポートカードの交付を受けた後、速やかに裏面の所定の位置に子ども又は妊婦の氏名、子どもの生年月日又は出産予定日を記載すること。なお、出産後は子どもの氏名及び生年月日を追記すること。
 - (2) 協賛店舗等のサービスを受ける場合は、パスポートカードを提示すること。
 - (3) 子どもが交付対象者でなくなった場合は、様式第4号によりパスポートカードを居住する市町村に返還すること。
 - (4) パスポートカードの記載事項に変更が生じたときは、第1号に定める場合を除き、様式第2号により、居住する市町村に届け出ること。
 - (5) パスポートカードの交付を受けた世帯以外の者に、パスポートカードを貸与しないこと。
- 2 既にパスポートカードの交付を受けた者がパスポートカードを紛失又は破損した場合は、様式第3号により、居住する市町村に対して再交付を申し出ることができる。
 - 3 原則としてパスポートカードは子ども一人に1枚の交付とする。

(不正使用の場合の措置)

第8条 協賛店舗等は、パスポートカード不正使用の疑いがあるときは、その状況を県に通報することができる。

- 2 市町村は、住民からパスポートカードが不正に使用されている旨の通報を受けたときは、その状況及び当該対象世帯の情報を県に通報すること。ただし、住民からの通報が当該カードの交付先を特定できるものでないときはこの限りでない。
- 3 県は、第1項及び第2項の通報を受けた場合、必要な調査を行い、不正使用が認められた場合は当該パスポートカードの返還を求める。
- 4 パスポートカードを不正に使用し、パスポートカードの返還を行った者に対する再交付は認めない。

(個人情報の管理)

第9条 本事業の事務を遂行する過程で得られた個人情報は、次の各号に該当する場合以外に利用してはならない。

- (1) パスポートカードの交付、返還及び前条に規定する不正使用の疑いがある場合に県が行う必要な調査。
 - (2) 本事業の効果測定又は事業内容を改善するために行うアンケート等の調査。
- 2 本事業の事務を遂行する過程で得られた個人情報の保管年数は、原則5年とする。

(協賛店舗等募集)

第10条 協賛店舗等の募集については別途要領を定める。

(全国共通展開への参加)

第11条 県は、本事業の目的を達成するため、子育て応援パスポートの全国共通展開に参加し、本事業と同趣旨で実施されている他自治体の事業との連携を図る。

附 則

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 8月17日から施行する。